農林水産委員会会議記録

農林水産委員長 太田 正美

1 日 時

令和5年3月13日(月)午後2時31分から午後4時47分まで

2 場 所

第3委員会室

3 出席した委員の氏名

太田正美、大友栄二、井上伸史、尾島保彦、平岩純子、河野成司、堤栄三

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

守永信幸

6 出席した執行部関係者の職・氏名

農林水産部長 佐藤章 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

(1) 第1号議案のうち本委員会関係部分については賛成多数をもって、第7号議案、第8号議案、第9号議案、第27号議案、第28号議案及び第29号議案については全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

継続請願12については、結論を得るに至らなかった。

- (2) 第20号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することに全会一 致をもって決定した。
- (3) るるパークの整備について及び漁港の放置艇対策について、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。
- 9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 主查 吉良文晃 政策調査課政策法務班 副主幹 安達佑也

農林水産委員会次第

日時:令和5年3月13日(月)14:30~

場所:第3委員会室

1 開 会

2 農林水産部関係

14:30~16:50

(1) 合い議案件の審査(付託委員会:総務企画委員会) 第 20号議案 大分県使用料及び手数料条例等の一部改正について

(2) 付託案件の審査

第 1号議案 令和5年度大分県一般会計予算(本委員会関係部分)

第 7号議案 令和5年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計予算

第 8号議案 令和5年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計予算

第 9号議案 令和5年度大分県県営林事業特別会計予算

第 29号議案 大分県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部改正について

第 27号議案 令和5年度における農林水産関係事業に要する経費の市町村負担

について

第 28号議案 権利の放棄について

継続請願 12 コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策の意見書の提出 について

(3) 諸般の報告

- ①るるパークの整備について
- ②漁港の放置艇対策について

(4) その他

3 協議事項 16:50~17:00

- (1) 閉会中の継続調査について
- (2) その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

太田委員長 ただいまから、農林水産委員会を 開きます。

また、本日は、委員外議員として守永議員が出席しています。

ここで、委員外議員の方にお願いします。発 言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙 手し、私から指名を受けた後、長時間にわたら ないよう、要点を簡潔に御発言願います。

なお、進行状況を勘案しながら進めるので、 あらかじめ御了承願います。

本日審査いただく案件は、付託を受けた議案 7件及び継続請願1件並びに総務企画委員会から合い議のあった議案1件です。この際、案件 全部を一括議題とし、これより審査に入ります。 初めに、合い議案件の審査に入ります。

総務企画委員会から合い議のあった、第20 号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正 についてのうち、本委員会関係部分について、 執行部の説明を求めます。

梅木畜産振興課長 第20号議案大分県使用料 及び手数料条例の一部改正についてのうち、家 畜伝染病予防事務の豚熱予防液交付手数料の新 設について説明します。

農林水産委員会資料の2ページを御覧ください。まず、資料左上の①豚熱の特徴、発生状況についてです。豚熱は強い伝染力と高い致死率が特徴の疾病であり、我が国では、平成30年に発生して以来、現在までに和歌山県以北の18都県で86事例、約35万6千頭が殺処分され、このため、国では、令和元年10月から発生リスクの高い地域でワクチン接種を開始しています。

次に、資料右上②豚熱ワクチンに関する基本 方針についてです。豚熱ワクチン接種は、不適 切な接種による発生拡大を防ぐため、国が接種 推奨地域を指定後、知事が家畜伝染病予防法に 基づき、接種を命令することとなっています。 このワクチン接種推奨地域は、発生状況を勘案 して、現在、九州と北海道を除く39都府県が 指定されています。

資料左下の③豚熱ワクチン接種方法についてです。ワクチン接種には、これまで、二つの方法があり、①家畜防疫員、つまり家畜保健衛生所職員による接種と、②知事が認定した獣医師による接種がありましたが、接種適期での確実なワクチン接種を望む生産者の声を受けて、昨年12月23日に国が豚熱の防疫指針を改正したことにより、③養豚農家による接種が可能となりました。

次に、資料右下④手数料の一部改正を御覧ください。養豚農家等による接種について、ワクチン経費と交付に係る人件費等の手数料を追加したいと考えています。現行の家畜保健衛生所の職員による接種では、1頭1回分当たり210円を設定していますが、改正案では、認定獣医師や養豚農家にワクチンを交付する手続きのみの手数料として、1頭1回分当たり70円を予定しています。

太田委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかありますか。

[「なし」と言う者あり]

太田委員長 委員外議員の方、御質疑はありませんか。

守永委員 ②豚熱ワクチンに関する基本方針のところに不適切な接種による発生拡大等の防止とあるが、多分これは③養豚農家による接種が始まったので、不適切な接種があり得るのだろうと思うのだが、具体的にどういうことが想定されるんでしょうか。

梅木畜産振興課長 まず、豚熱ワクチンを発生していない豚に打ってしまうと、自然株の病気によるウイルスによる発生なのか、ワクチン株によるものであるかが検査しても分からなくなるので、そこが誰でも打ってもいいとしてしまうと混乱するのが1点です。

それと、豚熱のワクチンを打つ場合、母豚から生まれた子豚に大体生後40日から50日の間に打っていかなきゃいけないんですけど、獣医師だとその間に打てない場合も出てきていました。それで、今回の改正で農家が自ら打てるようになったので、しっかりと農家に指導、研修等を受けていただいて、知識が十分できた後に農家が打てるようにしたこと、この2点が大きな理由になってくると思います。

太田委員長 私からちょっとお尋ねしたいのは、 九州は今推奨の指定枠から外れていますが、そ の辺のことはどう受け止めればいいですか。

梅木畜産振興課長 現在、九州と北海道以外は ワクチン接種を行っています。九州の中では、 養豚農家戸数の多い鹿児島県や宮崎県がやっぱ り問題になってくると思います。大分県は、大 体1か月、長くても1か月半をめどに家畜保健 衛生所の職員のみで豚のワクチン接種は可能で すけど、大分県より10倍以上養豚数が多い鹿 児島県とか、8倍ぐらい多い宮崎県になってく ると、なかなか家畜保健衛生所の獣医師だけで は対応できないところがあったので、JPPA という日本養豚協会の生産者団体や、いろんな 知事会等の要請を受けて、今回、農林水産省と しては、そういう地域にもしっかり対応できる ように、今回新たに貿易指針を改正したという ことだと思います。

太田委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、 原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会 に回答することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

太田委員長 御異議がないので、本案のうち本 委員会関係部分については、原案のとおり可決 すべきものと総務企画委員会に回答することに 決定しました。

次に、付託案件の審査に入ります。まず、第 1号議案令和5年度大分県一般会計予算のうち、 本委員会関係部分について、執行部の説明を求 めます。

佐藤農林水産部長 資料の3ページを御覧くだ

さい。第1号議案令和5年度大分県一般会計予 算のうち、農林水産部関係について説明します。

令和5年度当初予算は、4月に統一地方選挙 が行われることから、人件費、扶助費、公債費 などの義務的経費や、継続事業をベースに、防 災減災対策など、社会情勢の変化にあわせて年 度当初から取り組まなければならない政策課題 を加味した骨格予算として編成しています。

このため、表の赤い太枠に示すとおり、当初 予算案の総額は526億2,487万1千円で、 前年度当初予算と比較すると16.1%の減と なっています。そうした中ですが、農業総合戦 略会議に基づく4品目の振興や、ニーズに対応 した養殖ブリ加工施設の整備など、当初予算か らしっかりと取り組むこととしていますので、 引き続き、骨格予算のうち主なものについて、 各課室長から説明します。

牛島園芸振興課長 資料の4ページを御覧ください。まず、構造改革のさらなる加速として、 短期集中県域支援品目生産拡大推進事業費5億 66万2千円です。

これは、短期集中県域支援品目の生産拡大を図るため、農業団体等が行う産地課題の解消につながる取組に対し、集中的かつ総合的に支援するものです。令和5年度は、新たにこねぎの出荷調製作業の省力化に向けたパッケージセンターの整備等を支援するなど、引き続き、ねぎ、ピーマン、高糖度かんしょ、ベリーツの生産拡大の取組を強力に後押しします。

竹中水田畑地化・集落営農課長 資料の5ページを御覧ください。下段の農地中間管理推進事業費4億3、421万5千円です。

高齢化や人口減少の本格化による農業者の減少や耕作放棄地の拡大が懸念されていることから、国は令和4年に人・農地プランを法定化し、市町村に対して、令和5年度からの2年間で、地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した地域計画を策定するよう定めました。本予算では、これに基づき市町村が行う地域での話合いに係る経費等を支援するとともに、引き続き、農地中間管理機構を活用した農地の集約化等を進めます。

本田畜産技術室長 資料の6ページを御覧ください。上段の肉用牛競争力強化対策事業費5, 160万7千円です。

これは、肉用牛の生産基盤を強化するため、 経営体が行う規模拡大に向けた畜舎整備や飼養 環境改善への取組を支援するものです。個々の 経営拡大が進む中、労働力不足や環境改善への 対応が急務であることから、本事業により、ス マート技術を用いた畜産機器の導入を支援する ことで、作業省力化や生産性向上を図るととも に、肥育・繁殖プロジェクトチームによる技術 指導を強化し、次回の北海道全共を見据えた生 産技術の向上に取り組みます。

次に、資料の7ページを御覧ください。下段 の肉用牛改良推進事業費3,286万円です。

これは、肉用牛の生産技術向上を図るため、 優秀な種雄牛の造成等に取り組むとともに、全 国和牛能力共進会への出品を目指す若手生産者 の管理、出品技術の向上等を支援するものです。 鹿児島全共の結果を受け、県と畜産団体では1 2月から課題整理を進めています。本事業によ り、今大会で見えた技術課題等をしっかりと解 決していき、次回の北海道全共での日本一奪還 に向け、生産者や関係団体と一丸となって、取 り組んでいきます。

続いて、資料の8ページを御覧ください。上 段の酪農経営生産性向上対策事業費1億6,2 60万7千円です。

これは、生産性の高い酪農経営体制を構築するため、後継牛の能力向上や飼養管理の高度化の取組等を支援するものです。飼料価格の高騰により生産コストが増加する中、生産性の向上は必須であることから、本事業により、性判別受精卵の移植を支援することで、高能力後継牛の確保を進めます。

高村林務管理課長 資料の9ページ中段の林業 再生県産材利用促進事業費4億6,528万5 千円及び資料の10ページ中段の早生樹等苗木 増産支援事業費2,957万9千円です。

林業においては、人工林の林齢構成の偏りに よる将来的な資源不足が懸念されており、高齢 林から生産される大径材の活用と、成長が早く 30年程度で利用が可能な早生樹の造林による森林資源の平準化を進める必要があります。そこで、これらの事業では、大径材の利用拡大に取り組む製材所等の機械整備や、早生樹の採穂園整備などの取組を支援することで、脱炭素社会の推進も見据えた循環型林業の確立を目指します。

大屋水産振興課長 資料の11ページを御覧く ださい。養殖ブリ加工施設整備事業費15億2, 160万9千円です。

これは、増加する加工ニーズにしっかりと対応することで、ブリ類養殖業の経営安定と成長産業化を図るため、県漁業協同組合が行う養殖ブリの産地加工処理施設の整備に対して支援を行うものです。養殖ブリについては、産地加工需要等の拡大に伴い、県漁業協同組合の既存施設の能力では、加工が追いつかなくなってきています。また、ロインや切り身等の一次加工や輸出先の衛生基準への対応など、ニーズも多様化しています。このため、新たな加工施設の整備を行うことで、2拠点化による安定した受注体制を確保します。

田中おおいたブランド推進課長 資料の12ページを御覧ください。続いて、マーケットインの商品づくりの加速として、上段の食品企業連携産地拡大推進事業費3,022万5千円です。

加工、業務用農産物の需要が高まる中、フードマーケターが把握した食品企業のニーズを早期に産地づくりにいかす仕組みを構築するため、振興局ごとに、県、市町、農協による加工・業務用産地育成会議を設置しています。本事業では、この加工・業務用産地育成会議が策定した計画に基づき、産地と食品企業が連携して行う、新規品目の栽培技術確立に向けた生産資材や生産拡大に必要な機械の導入等を支援することで、早期の産地化を目指します。

藤原新規就業・経営体支援課長 資料の13ページを御覧ください。続いて、産地を牽引する 担い手の確保、育成として、上段の農業経営継承・発展支援事業費1,535万4千円です。

これは、生産者の高齢化が進む中、喫緊の課題である経営継承を促進するものです。令和5

年度は、引き続き、コーディネーターによるプッシュ型の訪問相談を実施するとともに、新たに経営継承塾を開催し、課題やスケジュール等を整理した計画の作成をサポートすることで、対象者に合わせた円滑な経営継承を推進します。中尾森との共生推進室長 資料の14ページを御覧ください。続いて、元気で豊かな農山漁村づくりとして、みんなで支える森林(もり)づくり推進事業費1,978万8千円です。

これは、県民総参加の森林づくりを推進するため、大分県森林環境税の管理運営や、森林に親しむ機会の創出の取組を進めるものです。令和5年度は、昨年開催した第45回全国育樹祭のレガシーを継承し、森林を育む豊かな心を育成するため、次代を担う子どもたちを主体とした森林・林業教育体験活動イベント「県民の森フェス(仮称)」を開催します。

高野審議監兼漁業管理課長 資料の15ページ を御覧ください。全国豊かな海づくり大会開催 準備事業費5,871万1千円です。

これは、水産資源の保護や、海や河川の環境 保全の大切さを国民に訴えるとともに、漁業の 振興と発展を図るため、令和6年度に本県で開 催する第43回全国豊かな海づくり大会に向け た準備を行うものです。令和5年度は、基本計 画を策定するとともに、1年前のプレイベント 等を実施することで、大会開催に向けた機運を 醸成します。

太田委員長 以上で説明は終わりました。これ より質疑に入ります。どなたかありますか。

河野委員 11ページの養殖ブリ加工施設整備事業費についてお伺いします。近年、海水温暖化に伴い沿岸部で捕れる魚種がどんどん変わってしまっているので、それまで多く地域の中で消費されていた、あるいは水揚げされていた魚自体が非常に少なくなって、困っている場所も日本各地であるようだが、大分県の養殖ブリについて、その辺の影響はないですか。

それと、モジャコの採捕そのものが難しくなってきている声も一部には聞いているものだから、養殖ブリの関係について今の状況を教えてください。

大屋水産振興課長 モジャコについては、南の 方から藻に乗ってやって来るが、これは御承知 のとおり、2年前は捕れなかったけれども、去 年は捕れています。ブリ全体の天然の資源量は 増えている印象です。ですから、温暖化によっ てブリの種苗が捕れなくなるのは、年によって 違うので、何とも言いようがありませんが、私 どもとしては人工種苗を今研究しているところ で、国の方針によって、50年後にはブリの種 苗も100%人工種苗に移そうとしています。 ですから、我々も今それの基礎研究を行って、 人工的にモジャコをつくって、天然に依存しな い養殖の流れに持っていきたいと考えています。 河野委員 今モジャコについて、人工種苗とい う形で全量を移す話がありました。それについ て、実際にここ数年で一気に潮目が変わってし まって、これまで捕れていた産地自体が北に移 動している現実があるものだから、感覚的に地 物に近い養殖ブリも、そういった部分で、生産 そのものが脅かされることがないのか非常に心 配しています。そういう意味では、研究につい てはしっかりやっていただいていると思います。 太田委員長 今の質問に関連して、今関サバが 非常に不漁と聞いていますが、何か対策みたい なものは、水産振興課として打っていますか。 大屋水産振興課長 サバについては、大分県、 宮崎県、愛媛県の九州東海岸は、今年は余り捕 れていません。ただ、太平洋系群では、特に北 の方で捕れており、なぜこれが南に来ないかと 言うと、水産研究部の研究によると、黒潮が蛇 行している点が原因ではないかと一つ言われて います。資源としては太平洋にはあるが、南の 方に来ないということで、これは大分県、宮崎 県、愛媛県共通です。海況のことなので、でき ることは少ないけれども、我々水産研究部一丸 になって、他県の情報、特に北の方の情報を常 に入れながら情報提供していきたいと考えてい ます。

堤委員 農業の関係で、もうかる農業というスローガンを掲げているが、私は基本的にはもうかるのは派生的な問題で、農業で食べていけるようにしないといけないといつも思うんですね。

結局、県としても大規模化だとか、大ロット化だとか、集約だとか、中間管理機構だとか、企業誘致も含めて、そういうことを進めているが、今、家族農業の10年が打ち出されているよね。やはり家族農業を大事にする農業こそが自給率を引き上げると思うが、その基本的な考え方を農林水産部としてはどう考えているのかな。

井迫農林水産企画課長 農業で食べていけることは非常に重要だと思っています。そういった意味で、その手法の一つがもうかる農業であると考えています。

もう1点、家族農業についてどう考えているかですが、家族農業も経営形態としては非常に重要なものだと考えていますし、農業総合戦略会議の構成組織である大分県農協などにも、たくさん家族経営の経営体が組合員となっていて、産地を形成しています。ですから、企業であるとか、家族農業であるとかの線引きより、強い産地をつくる、共に頑張る担い手として産地がまとまっていくことが重要だと思っていますし、当然ながら、我々の施策の多くは家族経営体にも届いていると認識しています。

堤委員 どうも施策を見るとその辺が見えにくいので、ぜひよろしくお願いします。

もう一つ確認したいのは、誰か一般質問で聞いていたけど、水田活用交付金のことです。5年間の水張りの問題とかいろいろあるので、取りまとめだとか、中間報告的な農家の状況だとか、今現在の状況が分かりますか。

竹中水田畑地化・集落営農課長 水田活用交付 金は一般質問の答弁でも答えていますけど、5 年水張りの問題があります。一昨年の末に打ち 出されて、昨年の4月、それから7月に県が意見を集約して国に報告しています。これについては、5年間で1回水稲を作付けしなさいとなっていますけど、ほ場整備の関係で5年に1回 水が張れない、植えられない状況もあるという報告を国にしています。

国は毎年この調査を続けるとしており、我々もまた農家からいろいろ意見を聞いて国につなげていきたいと考えています。

また、それに関する新規事業、補正予算を含めて国も事業化してくれていますので、使える 事業は使いながら、円滑に水田畑地化を含めて 水田活用交付金を取っていきたいと考えています。

堤委員 5年間水張りの問題は、中間だから分からないけど、最終的にどう国は動きそうですか。条件が緩和されるのか、それとも、今の状況のままいきそうですか。

竹中水田畑地化・集落営農課長 今のところ、 5年に1回米を植えなさいという方針は変わら ないんじゃないかと伝えています。

井上委員 まず、9ページの林業再生県産材利 用促進事業費の4億6,528万5千円の内訳 をお願いします。

それと、大径木をどうのこうの言いますが、 昔は適正伐期齢は35年なんですよ。たった5年しか違わんのですよ。それでも価格が安くなったからなかなか厳しくて、50年の伐期齢に延びたのが経過なんですよ。だから、価格がある程度安定して売れれば、どの品種でも間に合うんですよ。コウヨウザンは悪くはないが、コウヨウザンの品質についてはまだ不明確なところが多いんじゃないかと思います。

でも、さきほど言ったように35年生のしっかりした大径木ができているんだから、あえてコウョウザンに特化して、これを進めていいのかなとか、苗木を生産する立場としてはちょっと分からないところがあるんですね。

それと、これまで国が長伐期計画として進めてきたんですよ。そして、私たちも長伐期でやっていて、今更大径木が売れないのはどうも納得がいかない気もするんだよね。

神鳥林産振興室長 それではまず、林業再生県 産材利用促進事業費の事業体の内訳について説 明します。

この約4億5千万円の計画として事業体は3 事業体ありまして、うち西部振興局管内の1事 業体が木材乾燥機とクロスカットソーなどの木 材加工施設で、もう1事業体は移動式のチッパ ー、バイパス用のチッパーを計画しています。 最後の1事業体は中部振興局管内でプレカット 施設の新規の導入を計画しています。

高村林務管理課長 コウョウザンについてお答 えします。

県では、早生樹であるコウョウザンや、杉で言えばエリートツリーが、30年程度で今の50年生程度のボリュームを確保できる試算をしています。そういう意味で、コウョウザンに特化したわけではなく、早く成長するものという意味合いで、エリートツリーも含めて推進していきたいと考えています。

また、国は主伐ではなく、間伐や長伐期の施 策を組んできましたけど、大分県はいち早く、 短期的に伐採できるような資源循環型の林業が できるように取組を進めてきました。

井上委員 後で詳しく聞きます。

太田委員長 関連だけど、早生樹ではなく、逆に1本の高付加価値の木を育てる機運はもう大分県ではないのかね。ブランド価値のある1本100万円もする木を柱材で使うのは、今の流れからすると合ってないんですか。

河野審議監 やはり物は需要と供給で成り立つ と考えています。現在の住宅様式が、昔のよう に日本間があって大きな大黒柱があってという 建築が非常に少なくなってきている中で、昔の ような役物と言われるものは非常に需要が減少 しています。

そのような中で、国産材を使って、内装や構造材の中でいかに安くて良い物を提供するかを行っています。ただ、全部否定しているわけではなく、やはり一部、まだ役物は残っていますけど、基本的には需要に見合った生産を行っていくのが基本になると思っています。

太田委員長 反論するわけじゃないけど、安くて良い物じゃなくて、高くて良い物という生き方もあるんじゃないか。先日、テレビ番組を見ていたら、今そういう1本100万円近い値段がする役物が外国の輸出材として、国内でも生産されているのを見ました。一朝一夕にはいきませんけど、杉はどうしても軟らかいイメージがありますが、時間をかけて硬い木をつくることによって、ブランド品として輸出ができるみたいな流れも必要ではないか。だから、何もか

もが一つの方向に行くのは、ちょっと危険な気がします。違う方向が少しはあることも示しながらならいいんだけど、何か一気に方向転換して、早生樹にぞっとこれから植え直しながらいくのはどうなのかなとちょっと危惧するので、その辺の考えはどうですか。

河野審議監 木材については、完全に国際商品になっています。そのような中で、国内で戦うこと、外国と戦うこと、そして、消費者を見ながら生産者がもうけを考えていくのは必要なので、そういう多様な商売を見据えた上で施策を展開していくのは今後必要かなと思っています。 太田委員長 昔は私も水産業をやっていて、錦鯉が国内だけだったのが、逆に輸出品として外国で今非常に高価で、ドイツなんかは専属の医師が、人間を診るんじゃなくて、魚を診るように今変わってきていますよね。やはり世界を見ながら、林業もある意味では国内だけにとどまらず、そういう価値観の創造という意味では、何か戦略があるんじゃないかなとちょっと思ったので、質問しました。

大友副委員長 林業再生県産材利用促進事業費における木質バイオマスのところで確認です。まず、神鳥室長の答弁の中で、移動式チッパーに対しての補助という話がありましたが、これはほかのボイラーとか建屋とか、その辺に対しての補助がないのかを教えてください。あと、予算概要170ページの鳥獣被害総合対策事業費について、約8億円投入しながら対策を続けているわけだが、私の地元である中津市は今年特にイノシシの被害が大きかったと聞いています。現在の対策の効果の状況を把握している範囲で答えていただきたいと思います。

それと予算全般にかかるところでもう1点お 尋ねします。農林水産業の各生産者と話をした 際に、自分たちの声を反映してもらえる場所が ないという話を伺いました。1次産業は、振興 局をはじめとして、行政との関わりも多く、い ろんな場面でやり取りをされていると私も理解 しているが、いただいた声を取りまとめて、共 有協議をした中で返答する仕組みが現時点であ るのか。あれば、それがどの事業に当たるのか 教えていただきたいと思います。

神鳥林産振興室長 ボイラーと建屋の補助について御質問いただきました。ボイラーに関しては、いわゆる木材加工施設で木材乾燥用の乾燥機を回すための木質ボイラーであれば林野庁の補助があります。建屋に関しても、原則木造にはなりますが、そういう木材加工施設に関しては補助があります。

ただ、今はFITであるとか、いわゆる発電用のボイラーとなると、林野庁では2分の1どころではありません。

井迫農林水産企画課長 生産者の声をどう反映 していくかですが、まずは県も県域に組織を展 開していますので、基本的には現場に出る職員 が入手した意見を組織的に共有していくことは 行っています。

それと、生産者の声を集めて、まとめて共有 する機能があるのかという点ですが、基本的に は生産者団体や組合のようなものが重要な役割 を果たしていると思っています。

その点で言うと、農業については、農業総合 戦略会議で、農協の職員と現場の部会レベルで いろいろ意見をしていただきながら、その結果 を県の政策づくりにも反映していく取組をして います。また、農業総合戦略会議と全く同じ枠 組みではありませんが、基本的には生産者の意 見をまとめる形で総体として図っていくのは、 林業や漁業でも組合であると考えています。

中尾森との共生推進室長 鳥獣被害総合対策事業の関係についてお答えします。

現状、大分県鳥獣被害対策については、四つの柱を立てて取り組んでおり、まずは予防対策として、加害獣に対する知識の普及や放置獣の防止という形での要望対策、二つ目に捕獲対策としてシカやイノシシの捕獲の推進、三つ目として狩猟者確保、それから四つ目としてジビエの利活用という形で大きく4本柱を立てて取り組んでいる状況です。

そういう中で、最新である令和3年度の県内の農作物への鳥獣被害額は1億6,200万円で、統計が始まった昭和58年から比べると過去最少となっており、例えば、平成12年だと

鳥獣被害額は5億4千万円となっています。こういったことで4本柱で取り組んできた効果が出てきていると思っていますので、引き続き対策を進め、県内での鳥獣被害の軽減につなげていきたいと考えています。

佐藤農林水産部長 さきほど大友副委員長から 話がありました現場のニーズをどうやって把握 していくのかですけど、今の広瀬県政になって 20年ですが、常に現場主義という言葉を念頭 に置いて仕事をしています。

現場主義の中で、まずは、生産者に一番近いのは普及員なので、日々の普及活動の中で現場の課題を捉えながら、それを県の政策につなげていくのは振興局、それから普及員、現場に近いところからの意見の吸い上げだと思っています。

それから、農業も林業も水産業もそうなんですが、いろんな団体があります。例えば、農業であれば農業を指導する指導農業士会とか、法人として頑張っている人が集まっている法人協会とか、あとは認定農業者であれば、認定農業者の人が集まっている認定農業者の会とか、いろいろな立場で今の課題を私どもに教えていただいています。我々は、そういった個々の農家の意見を普及員の立場から振興局の職員等が吸い上げていく分と、幾つかの法人や団体などの目線での捉え方での意見とか、いろんな意見を聞かせていただいた上で、県としてどう予算や政策に反映していくべきかを検討しています。

大友副委員長 生産者の声について答弁いただきましたが、団体が機能を発揮しているとか、普及員の話とか、そういう現状は分かりますが、現場で話を聞いたときに、確かに行政の方とはやり取りをするんだけど、自分らの意見がどこまで上に上がっているのか分からないという声を強く言われたことがあるんですね。例えば、商工観光労働部だったら500社訪問とかで、実際に企業を訪れて話を聞いた中で取りまとめをしたりするじゃないですか。そういうイメージで、生産者と直でいろんな話をする中で、そういう声を吸い上げて、協議したことをはっきり見える形で返答できる場があったらいいなと

感じました。

そして、鳥獣被害についてだが、実は私の知り合いが鳥獣の研究をしています。防護柵とかじゃなくて、音や煙で予防対策をしていて、中津市のゴルフ場で1回テストした結果、9割ぐらいは改善されたとのことでした。そういう情報がもし入っていればいいですが、もし入っていなかったら、そういうところに対しての支援や、共同で研究するとか、そういうことができないのかお伺いしたいと思います。

中尾森との共生推進室長 本県の鳥獣害対策については、基本的に音や煙とかではなく、直接物理的に排除する形のものでないと効果が上がらないということで、県の鳥獣対策本部のアドバイザーでもある麻布大学の先生に御指導いただきながら、例えば、イノシシだと柵の設置と捕獲の併用、シカだと年1回のお産の時期に捕獲が有効とのことなので、捕獲対策を進めています。

今話があった中津市のゴルフ場で、音とか煙で実験的に行われていることについては、今年に入って話を聞いたことがあります。それで、そういった事例があることは我々も承知していますが、基本的にはさきほど申し上げた物理的な対策をしっかり取り組んでいきたいと思っています。

また、引き続き取り組んでいる内容について は話を聞いていきたいと思っています。

太田委員長 私からお尋ねしたいのは、7ページと8ページにゲノム解析による能力把握とあって、言葉では分かりますが、具体的にはどういうことをすることなのか、それによってどういう効果があるのかをお尋ねします。

本田畜産技術室長 ゲノム解析については肉用 牛、それから酪農がもともと進んでいますが、 要は遺伝子レベルで能力を把握して、選抜に活 用していくものです。種牛については既に5年 前、そういった形で選抜して、能力が高く評価 される牛ができています。酪農についても、能 力の高いものを優先的に選抜して、改良の速度 を上げていこうということで、分析については 家畜改良事業団にサンプルを送れば、分析結果 をいただけることになっています。

太田委員長 それはこれまでもあった技術なのか、それとも新しい技術なのか、その辺どうなんでしょうか。

本田畜産技術室長 今まで種牛づくりの場合は、 その子牛を生ませて、実際の肉質を見て判断していたが、技術としてはあったものを実際農家 段階で改良して、種牛の選抜にも応用していく ことで、今まで以上に、その牛そのものを検査 することで、早期に判定できることから、活用 していくことにしています。

太田委員長 それは結局、大分県独自の技術じゃなくて、全国どこでもある技術なのか。他県と競争に勝てるだけの技術とかではないのか。

梅木畜産振興課長 もともとは牛の能力を判定 するのに、例えば、乳牛であれば、そのお母さ んの能力とか、あと本牛が子供を生んで乳を出 す量、それが多いか少ないかでその能力を判定 して、能力が高い雌牛でしたら、その雌牛に種 をつけて、次に生まれた雌牛を残すという、経 験や実数や量でしか選別がなかなか指標になり ませんでした。しかし、例えば、3頭雌牛がい たとして、これは両方同じお父さん、お母さん から生まれた場合でも、兄弟の中でも背が高い とか、背が低いとか、能力に差があることがあ ります。ただ、その能力の差の判定は、実際乳 牛であれば乳を搾ってみないと分からないとこ ろを、それぞれの兄弟の遺伝子の配列を見ると、 例えば、乳がたくさん出る遺伝子の配列がアデ ニン、グアニン、グアニン、アデニンの並びで あれば、それがどの兄弟の中にその配列を持っ ているとかが順序列ができるようになったのが ゲノム解析になります。

この技術を使うことによって、乳牛では生まれたばかりの雌牛であっても、将来的には乳をたくさん出す遺伝子の能力を持っている。和牛の子牛であれば、サシがたくさん入るおいしい肉を作れる能力がないのが分かりますので、もう生まれた段階で分かるのがゲノム解析になると思います。

それと、ゲノム解析は、大分県のみならず、 全国でも今使われている技術なので、それを当 県としては、種雄牛造成のみならず、和牛の繁殖雌牛、そして、乳牛の後継雌牛を残すための 飼養技術として使っていきたいと思っています。 井上委員 さきほど大友副委員長が言いました ように、生産者はどこに意見を言えばいいか分 からないんですよ。これは本当に重要なことな んです。

私たちも、今度議員を辞めると生産者になる わけです。俺なんかどこに言ったらいいのかな と思いますね。

例えば、審議会もいろいろあるんだけど、一般人ははっきり言って誰が審議会に入っているか分からないんだよね。だから、そういったことを今後明確にしながらやっていかないといけないと思います。早速、生産者になりますので、どこに行っていいか教えてください。

太田委員長 お答えはいいですか。

井上委員 答えられるのかい。そういう気持ち だからね。

井迫農林水産企画課長 県庁組織なので、現場の普及員に伝えたことは、本庁の担当課に伝えたことと基本的には一緒だと我々は思っています。なので、我々は、現場に出た職員の情報をきちんと本庁で集めるようにしていますし、専門部署が分からなかったとしても、現場の職員、普及員に伝えていただけたら、本庁でも、もちろん振興局のレベルで処理できる可能性もあるかもしれませんが、そうじゃないものはきちんと本庁でも検討の議題に上がっていくと考えていますので、まずどこに行けばということでありますが、とりあえず振興局の普及員の担当職員かと思います。

太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、 原案のとおり可決すべきものと決することに御 異議ありませんか。 [「異議あり」と言う者あり]

太田委員長 御異議があるので、挙手により採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、 原案のとおり可決すべきものと決することに賛 成の方は挙手願います。

[賛成委員挙手]

太田委員長 賛成多数であります。よって、本 案のうち本委員会関係部分については、原案の とおり可決すべきものと決定しました。

次に、第7号議案令和5年度大分県林業・木 材産業改善資金特別会計予算について、第8号 議案令和5年度大分県沿岸漁業改善資金特別会 計予算について、及び第9号議案令和5年度大 分県県営林事業特別会計予算について、一括し て執行部の説明を求めます。

倉原団体指導・金融課長 資料の16ページを お願いします。第7号議案令和5年度大分県林 業・木材産業改善資金特別会計予算について説 明します。予算額は、歳入歳出ともに、表中、 左側予算額(A)欄の一番下にあるとおり13 億272万7千円です。

次に、資料の17ページを御覧ください。主 な内容について説明します。林業・木材産業改 善資金貸付金5億5千万円です。

この事業は、林業木材産業の経営者や従事者が、新たに経営を開始する際に必要な機械の導入などに必要な資金を無利子で貸し付けるもので、予算額は前年度比で3億円の増となっています。これは、近年の利用実態を踏まえ、規模の適正化を図るため、造成割合に応じ、国に3分の2を県の一般会計に3分の1を返還するもので、内訳は、事業概要欄の下二つ政府貸付金償還金2億円と一般会計への操出金1億円となっています。

次に、資料の18ページを御覧ください。上 段の木材産業等高度化推進資金貸付金3億7, 500万円です。

これは、木材の生産及び流通の合理化や木材 供給の円滑化を図るため、素材や製材品等の購 入や木材の加工流通システムの整備のために必 要な資金を、金融機関との協調融資により、低 利で貸し付けるものです。

続いて、資料の19ページを御覧ください。 第8号議案令和5年度大分県沿岸漁業改善資金 特別会計予算について説明します。予算額は、 歳入歳出ともに、表中、左側予算額(A)欄の 一番下にあるとおり2億158万5千円です。

次に、資料の20ページを御覧ください。主 な内容について説明します。沿岸漁業改善資金 貸付金2億円です。

これは、沿岸漁業従事者の漁業経営や生活の 改善、青年漁業者の育成確保を図るため、作業 の効率化や安全性を向上させる施設整備等に必 要な資金を無利子で貸し付けるものです。

日田森林整備室長 資料の21ページをお願い します。第9号議案令和5年度大分県県営林事 業特別会計予算について説明します。予算額は、 歳入歳出ともに、表中、左側予算額(A)欄に あるとおり6億368万円です。

この事業は、県営林や県民有林が有する公益 的機能を最大限発揮するため、森林の伐採や保 育を実施するとともに、分収交付金の支払や借 り入れた県債を償還するものです。

次に、資料の22ページを御覧ください。主 な内容について説明します。

中段の伐採事業費1億398万2千円です。 これは、県行分収林の伐採で得た収入を分収割 合により精算金として土地所有者に交付する分 収交付金の支払などを実施するものです。

次に、資料の23ページを御覧ください。上 段の管理事業費3,745万5千円です。

これは、主伐期を迎えるまでの県有林及び二者分収林について、保育や管理を実施するものです。令和5年度は、新たに県営林において、適切な森林管理によるCO2等の吸収量をクレジットとして国が認証するJクレジット制度への登録、認証に向けた取組を実施します。

太田委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。どなたかありますか。 井上委員 23ページの管理事業費の中で、J

クレジットの関係については、この前新聞で岩 手県は1トン1万5千円と掲載されていました。 大分県についてはまだ幾らで買うか分からない

ようだが、例えば、岩手県の場合は、1トン1 万5千円とすると5千トンだと7,500万円 になるけど、そんな単純な計算でいいですか。 日田森林整備室長 岩手県の場合、ホームペー ジとかで公表して、1万5千円直接売買という 形で出しています。逆に言うと、買ってくれる 企業がいるので、高い値段で買われていること になります。ただ、大分県の場合、これで公募 をかけたときに、果たして幾らで買ってもらえ るかがわかないのが現状です。結局、こちらの 売値と、必要とされている買値が折り合わない と金額は決定できないことになります。いろん なところの状況を見ていると、低いところでは 3,500円とか、そういう額も出ていますの で、ちょっとそこは状況を見ながら、いずれに しても公募をかけるなどして、適正な価格での 販売も行っていきたいと考えています。

井上委員 だから、結局価格が重要なんだよね。 それを分からずして、こういった方を募集しま すと出しても、どうも受取側としてははっきり しないんだよね。その辺のところをもう少し詰 めながらやってもらわなきゃいけないと思いま す。それから、本当にこのクレジット関係につ いては、手続がややこしいんだよ。例えば、収 入は山の管理に対応するのかね。

日田森林整備室長 さきほど委員御指摘のように、手続が非常に大変なところがあるので、これについては、県営林ではモデル的に今回取り組んでいく方向で、取り組む状況とかも広く普及していけたらと考えています。

それから、Jクレジットの内容については、1990年からの森林施業にかかるものがJクレジットの対象になると今のところなっています。ですから、県営林としても、来年度その施業履歴を調べて、現地でまたプロット調査をして、成長量、その他もろもろを出して、プロジェクトの計画書をつくって提出していきたいと考えています。なかなか難しいところもありますので、県営林に取り組んで、その状況をまたお知らせしていきたいと考えています。

井上委員 本当言うと、県営林も試行的にやる のはいいんだけど、本当に考えて欲しいのは民 有林なんですよ。県営林の運営がいいとは言わないが、どうやってJクレジットを利用しながら民有林の維持をするかはもう少し考えてほしいんですよ。ですから、民有林についてもよろしくお願いします。

太田委員長ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方、御質疑はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

太田委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

まず、第7号議案令和5年度大分県林業・木 材産業改善資金特別会計予算について、採決し ます。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

太田委員長 御異議がないので、本案は、原案 のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第8号議案令和5年度大分県沿岸漁業 改善資金特別会計予算について、採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

太田委員長 御異議がないので、本案は、原案 のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第9号議案令和5年度大分県県営林事 業特別会計予算について、採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

太田委員長 御異議がないので、本案は、原案 のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第29号議案大分県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部改正について、執行部の 説明を求めます。

安東農村基盤整備課長 資料の24ページを御覧ください。第29号議案大分県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部改正について説明します

まず、1の条例の概要についてです。本条例

は、県営土地改良事業の分担金、いわゆる農家 負担金の徴収等について必要な事項を定めたも のです。

2の改正の理由についてです。中段左の表を 御覧ください。これまで水田畑地化整備、畑地 整備、農道整備については、国事業等との関係 から複数の事業を活用しながら実施してきたこ とから、事業名から事業内容を認識することが 難しい状況となっていました。

このため、右の赤枠のとおり、それぞれの整備内容ごとに実施する事業の整理統合を図り、 それぞれの整備内容に応じた事業名にて実施するよう見直しを行い、これにあわせた所要の改正を行うものです。

3の改正内容についてです。さきほど説明した事業の整理統合をしたことによって、条例の別表において、県営経営体育成基盤整備事業を削除するとともに、県営畑地帯総合整備事業に係る賦課基準の変更を行うものです。

4の施行期日についてですが、令和5年4月 1日からの施行としています。

太田委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。どなたかありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方、御質疑はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

太田委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

太田委員長 御異議がないので、本案は、原案 のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第27号議案令和5年度における農林 水産関係事業に要する経費の市町村負担につい て、執行部の説明を求めます。

井迫農林水産企画課長 資料の25ページを御覧ください。第27号議案令和5年度における農林水産関係事業に要する経費の市町村負担について説明します。

これは、令和5年度当初予算案に計上してい

る農林水産関係事業に要する経費の一部について、市町村からの負担金を充てるため、その負担割合を定めることについて、地方財政法第27条第2項、土地改良法第90条第10項及び第91条第6項により、議決をお願いするものです。

資料中段の表、R4-R5比較を御覧ください。令和4年度からの主な変更点として、2点あります。まず一つ目が、さきほどの土地改良事業分担金等徴収条例の一部改正で説明したとおり、整備内容に応じて事業名を見直したことにあわせて、当議案の事業名を変更するものです。二つ目は、各年度で活用する事業メニューや事業実施箇所が異なることによる率の変更です。なお、今回の議案の提出にあたっては、事前に関係市町村から同意をいただいています。

太田委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。どなたかありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

太田委員長 御異議がないので、本案は、原案 のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第28号議案権利の放棄について、執 行部の説明を求めます。

吉止地域農業振興課長 資料の26ページを御覧ください。第28号議案権利の放棄について、説明します。

これは、県有財産の賃貸借契約締結に伴う県有財産貸付料の債権について、債務者の事業休止に加え、代表者の所在不明等により、債権の回収が不能となったことから、地方自治法第96条第1項第10号に基づき、権利の放棄の議決をお願いするものです。

1契約の概要を御覧ください。この事案は、 農業参入する企業に対して、平成22年3月に 廃止した旧久住試験地の土地と建物の一部を貸付けしたもので、借受人は、株式会社アイネット、所在地は、福岡県八女市です。貸付物件は、土地16筆1万8,746平方メートルと建物2棟です。契約期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日まででしたが、平成25年1月31日付けで契約を解除しています。

2債務者の状況と経緯についてです。債務者は、事業を休止し、再開する見込みがなく、差し押さえ可能な財産はありません。さらに、代表者は所在不明となっています。このため、平成25年3月29日に徴収停止処分を行い、昨年12月には、債権消滅時効の10年間が満了しました。

3債権額についてですが、貸付料は、平成2 4年4月から平成25年1月分の64万3,5 50円、延滞金は96万4,136円の合計1 60万7,686円です。

4その他についてですが、平成27年3月に、 竹田市に当該貸付物件とその他の土地建物を含 め925万8千円で売却しています。

太田委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。どなたかありますか。

堤委員 これは契約と同時に賃料が入っていない理解でいいかな。契約が平成24年4月1日で、賃料の債権が平成24年4月から平成25年1月だけど、その辺はどういうことですか。

吉止地域農業振興課長 平成24年4月1日からの契約期間になっていますが、現地を確認したところ所在不明であったので、こういった取扱いになりました。

堤委員 契約が4月1日で賃料が入っていない のが4月からだから、最初から入っていないん でしょう。

吉止地域農業振興課長 最初からです。

堤委員 それは分からなかったの。

吉止地域農業振興課長 当時の状況からすれば、 健全に経営をしている認識でいたんですが、現 地に赴いたところ、その実態がなくなっていた ので、急遽手続に入ったと伺っています。

太田委員長 私からちょっと質問だが、その契約のときに保証人等は要らないものですか。そ

ういうことを想定していなかったのか。

吉止地域農業振興課長 当時、保証人等はなかったと伺っています。

太田委員長ほかにありませんか。

[「なし」と言う者あり]

太田委員長 委員外議員の方、御質疑はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

太田委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

太田委員長 御異議がないので、本案は、原案 のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、継続請願12コロナ禍による米の需給 改善と米価下落の対策の意見書の提出について 審査を行いますが、念のため申し上げます。

本日の委員会が任期最後の委員会となるので、 先例により、結論を得るに至らなかった請願は、 審議未了の扱いとすることとなります。あらか じめご了承ください。

それでは、執行部の説明を求めます。

竹中水田畑地化・集落営農課長 資料の27ページを御覧ください。コロナ禍による米の需給 改善と米価下落の対策の請願について、前回からの変更点を中心に説明します。

①の民間在庫量の推移についてです。12月は前年同時期より21万トン下回る328万トンとなっています。次に、②の米の販売価格についてです。全国の販売価格は、前年同時期に比べ60キログラム玄米当たり1,062円、前月より26円ほど高くなっており、徐々に価格が上昇していることから、令和3年産に比べて改善がなされています。続いて、③の国の予算措置状況等についてです。令和5年度の予算概算決定としては、令和4年度並の3,050億円となっています。最後に、④の備蓄米の無償提供については、前回よりも活用団体が増えています。

太田委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。どなたかありますか。

堤委員 玄米60キログラム当たり1万3,9 46円ね。この金額は生産費と比べてどうなん ですか。

竹中水田畑地化・集落営農課長 60キログラム当たり1万3千円ですと、収支的には成り立つ金額になります。昨年は1万2千円でしたから、それに比べたら改善出来ています。

堤委員 生産費は月にどれぐらいかかるの。

竹中水田畑地化・集落営農課長 大体10アール当たりが11万円ぐらいですので、平坦地で60キログラム当たり1万1千円を切るぐらいで、中山間地で1万3千円ぐらいの生産費になります。

太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方、御質疑はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

太田委員長 ほかに御質疑等もないので、これ より本請願の取扱いについて、協議します。

本請願について、いかがしましょうか。

尾島委員 紹介議員もいますが、願意から見れば、米価の下落傾向が続いていて、さきほどの説明でもあるように、生産費を下回るような価格状況も垣間見えますから、米の需給改善と米価の下落に対する対策は今後の農政の大きな課題だと思っています。

しかし、請願はコロナ禍による米の云々がありまして、さきほどの説明でも最近は価格が少し改善傾向でありますので、委員会としては今回の審議が継続になれば審議未了になるんだけど、次の委員会にも同じような調査研究をしていただきたいとの意味から、請願の再提出は必要かもしれませんけど、審議未了でお願いできたらと思っています。

堤委員 今回が初めての継続請願であれば、今 の理屈も分かるんだけど、コロナ禍で一番厳し いときにこの請願が出されて、ずっと継続でこ こまで来ている状況もありますから、もういい 加減採択して、白黒はっきりした方がいいと思 います。

太田委員長 それでは、審議未了の声があった

ので、審議未了についてお諮りします。

本請願については、審議未了とすることに賛成 の方は挙手願います。

〔賛成委員挙手〕

太田委員長 賛成多数であります。本請願は審議 未了とすることに決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があっ たので、これを許します。

それでは、①と②の報告をお願いします。

吉止地域農業振興課長 資料の28ページを御覧ください。まず、資料上段のコンセプトにあるとおり、るるパークは、昨年度から、皆様により一層の親しみや愛着を持っていただけるようにと、新コンセプトの「自然の中で、憩い、遊び、健康になり、学べる。楽しさ満載の公園」に沿って、来園者の増加と満足度の向上に向けた園内整備等の取組を進めています。

資料中段上の令和4年度の取組を御覧くださ い。今年度は、主に以下の二つに取り組みまし た。一つ目は、側溝のフタの設置などの早急に 対応が必要な要改善箇所の工事です。二つ目は、 より効果的な整備を行うための整備計画の策定 です。策定にあたっては、専門的な知見を有す る委託事業者からの調査や分析に基づいた整備 計画案を参考に、整備計画を策定しました。資 料中段左の今後の整備計画を御覧ください。今 後の具体的な内容として、赤の点線囲みでは、 昨今のキャンプ需要の増加を受け、様々な宿泊 ニーズに対応できるようにと、地図上の東ゲー ト側のクラインガルテンエリアにコテージを、 ピクニック広場にキャンプ場を増設し、アウト ドアサービスの充実を図ることとしています。 次の青囲みでは、より多くの子ども達が楽しむ ことができるための屋内、屋外の遊具の充実を 計画しています。屋内では、雨天時や酷暑時で も楽しめるよう、既存遊具に加え、新たな屋内 遊具を正門ゲート近くの花昆虫館内に整備する ことを考えています。屋外遊具では、安全規準 への適合を図りながら、既存遊具のリニューア ル工事を行い、安全性の向上と、遊具の魅力ア ップを両立させる整備を計画しています。この

ほか、路面への距離表示や、植樹による日陰の 創出、キャッシュレス決済の導入等の整備を行っていくこととしており、今後3か年程度でこれらの整備を進め、提供サービスの充実を図り、さらなる誘客の促進及び満足度の向上を図ります。

広津留漁港漁村整備課長 資料の29ページを お願いします。漁港の放置艇対策について報告 します。

まず、資料上段の放置艇の問題点を御覧ください。放置艇は、①災害による二次被害の拡大や、②無秩序な係留による船舶航行への支障などの問題点があることから、国は平成25年5月に放置艇解消に向けた推進計画を定め、その後、10年後の令和4年度までに放置艇解消することを目標として対策を推進してきました。

平成30年10月の全国実態調査を御覧ください。大分県の放置艇数は県管理漁港に567隻、沿岸部の11市町村が管理する漁港に1,404隻あり、県管理の港湾、河川、漁港の3水域では全国で4番目に多い状況でした。そこで、放置艇解消に向け、令和元年から令和2年にかけて条例の整備や放置等禁止区域の指定などを行い、令和3年から令和4年にかけては、資料中段の3点について、集中的に取り組んできました。

一つ目は、係留許可制度の開始です。適正利用に向けて、令和3年4月1日からプレジャーボートや漁船の係留許可、及び使用料の徴収を開始しました。申請率は令和5年2月現在で、99.0%となっています。

二つ目は、所有者不明艇の廃船処分です。船舶番号などが欠落しており、関係者の聴き取りにおいても所有者が分からない船舶を所有者不明艇として、令和3年度から令和4年度末までの2か年で、177隻を廃船処分する予定です。

三つ目は、放置艇の撤去指導です。放置艇所 有者に対する指導文書の送付や船体への貼紙に よる指導を行いました。その結果、自主撤去や 係留申請による許可などにより、一定数解消す ることができました。

これらの取組の結果、資料下段の令和5年3

月見込みの県調査において、今年度末の放置艇数は、県管理漁港で、解消率98.6%の残り8隻、沿岸部11市町村の管理漁港で92隻となる見込みです。

今後の取組として、残りの放置艇を早期に解消し、市町村と協力しながら放置艇ゼロを実現するため、職員による個別訪問などしつかりと取り組みます。

太田委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があれば、お願いします。

井上委員 るるパークについては以前から質問を続けてきたが、最後なので言いますね。ここの管理委託は大分県農業農村振興公社に1億5千万円でやっているよね。1億5千万円をずっと委託して払うならば、もうそろそろ入場料として300円くらい取って、多少委託料が安くなるように努力した方がいいと思うが、将来に向かってそういう考えは全くないのか。

吉止地域農業振興課長 るるパークについては、 議員御指摘のとおり現在1億3,500万円程 度の委託料で運営をしていただいています。

それから、入場料の関係ですが、今回、整備 計画案を策定いただいた業者に、入場料につい ても分析していただきました。その結果、来園 者の有料化への抵抗感から、来園者数と営業利 益が減少する懸念がある検討結果が出たことか ら、有料化については当面実施せず、今回の一 連の整備が完了する頃に改めて慎重に検討した いと考えています。

井上委員 私は今こういう時代だから県も多少なりとも有料化しないと大変じゃないかと思うけどね。民間ではとてもできないね。それと、身近に大分県農業農村振興公社というすばらしい団体があるんだから、そういう団体が改善案を考えるべきじゃないか。すぐ何でもコンサルタント業者に全部任せるのは、私はどうも納得しないね。どうですか。

吉止地域農業振興課長 これから3年程度をかけて整備していく中で、有料化については、委員御指摘の内容も含め、慎重に検討していきたいと思います。

堤委員 るるパークは、もともとはアグリカルチャーパークという名前で、平松元知事のときにもされてきた事業だよね。もともとは農業の文化、農業の振興のための拠点であったのが、徐々にこういう状況になってきて、負の遺産をいかにプラスの遺産にするかで県としてかなり苦労していると思うが、今後整備計画の中で、コテージやキャンプ場の増設とかリニューアルとかいろいろ書いているよね。この費用は誰がどういう形で出して、金額はどれぐらいになりそうですか。

吉止地域農業振興課長 現時点で整備に要する 経費については概算で5億2千万円程度かかる と考えており、この金額については、これから 先いろんな補助金等も活用しながら15年間で 回収するとともに、1,200万円程度の黒字 が出る試算が出ています。

堤委員 作った以上は、いかに利益を上げて、 県民がここで遊んでくれるかを考えないといけ ないのだろうが、次から次に新しい施設の検討 が必要になって、5年もすると必ず別の施設云 々となってくると思うよね。だから、これにつ いてはずっと施設整備をしていかないといけな いのかなと。利益だってどうなるか分からんけ ど、費用対効果も含めてしっかり検討してくだ さい。

太田委員長 私から質問だけど、ニーズの把握 という点でずれている気がします。例えば、キ ャンプ場なんかでも、わざわざ投資をする必要 がなくて、今湯布院町でも土地1区画だけを1 戸に2千円とかで貸し出して、テントは顧客が 持込みで勝手に自分で張って、一晩泊まって、 あとは更地にしてという具合で、だから、更地 と水道さえあれば十分で、そういう自炊ができ る施設だけを作ることで十分対応できています。 県民を対象にしているのか、九州一円を対象に した施設なのかとか、ターゲットのところがは っきりしていないから、漠然としたターゲット に対して、コンサルタント業者がつくる利益想 定を真に受けて投資をするのがいまいち納得で きない気がします。それから、時間的なずれも あって、5年先にはまたニーズが変わるので、

5億円かけてする事業なのかという気がします。 今、県の観光戦略では高付加価値化と言いなが ら、一方では、安くていいものをと言ったり、 その辺がいまいち納得できないのだが、どう考 えますか。

吉止地域農業振興課長 委員長御指摘のとおり、 今キャンプと言ってもいろんなニーズがあります。コテージ等で楽しまれる方、あるいは更地 の中に自分でテントを立てて過ごす方、いろん な方がいますが、現状のるるパークの中にはそ ういったフリーサイトのキャンプ施設があります。今回の整備計画においては、幅広く、いろ いろな顧客のニーズを汲み取った計画を立てて います。

河野委員 漁港の放置艇対策について報告をいただきましたが、港湾施設は土木建築部所管の分も含めてあると思っていて、漁港について対策すると、土木建築部が管理しているところ、例えば、裏川の放水路とか、管理者がなかなか不分明なところに違法艇がどんどん来ることが過去にありました。そういったことも踏まえて、漁港の対策とあわせて、土木建築部と協力して具体的な対策がどのようにされたのかをまず教えてください。それから、廃船の処分は行政代執行でされたのか、もし行政代執行という形でされたとすると、債権管理が発生していると思うんだけど、どのように債権管理されているのかを教えてください。

広津留漁港漁村整備課長 まず、各水域ごとの 取組ですが、土木建築部においても、係留許可、 不明艇の処分、それから撤去指導は、足並みを 揃えて実施しています。

今、漁港で残り8隻となっていますが、土木 建築部の港湾河川において、残り10隻という 数字を確認しています。県全体で18隻が解消 できなかったことになります。

取組については3者で連絡会議を設けて、あわせて取り組んでいく考え方で進めています。

それから、真ん中の所有者不明艇の廃船処分 だが、簡易代執行、それから行政代執行につい ては、手続を行っていません。あくまで廃棄物 の取扱いでごみの処理として、しかも令和3年 から令和4年にかけての177隻の処分については、所有者が不明であることから県で処分を 行った実績であります。

河野委員 所有者不明艇という形で廃船処分したことに関して、所有者が分かっているもので 廃船処分したものはないんですか。

広津留漁港漁村整備課長 基本的にはありません。ただ、昨年の144隻については全く手掛かりがないものとして処分しました。

今年の33隻については、ある程度の情報があるものについて、例えば、住民票で所在地を確認したりとか、個別訪問によって所在を確認したりしながら、連絡が取れないものについて処分をした状況です。

河野委員 今の話だと、廃棄物として処分する 財産価値がないから、行政代執行法に基づかな くても処分できるという考え方だね。

県民の感覚からすると、趣味の領域で、漁船やプレジャーボートなどの船を違法に係留していたことについて、使わなくなったものはそのまま放置しておけば県が処分してくれるんだと、そういう見方をされることになると思うが、この船舶所有者に対する何らかのペナルティーはないんですか。

広津留漁港漁村整備課長 今回、処分した17 7隻については、所有者不明で処分しました。

今後の取組としては、黙っておけば県が処分してくれることがないように、令和4年度から各港に漁港監視員を配置して、そういった新たな船が発生した場合は直ちに管理者に連絡をする体制作りをして、早目の指導によって未然に申入れをしていきたいと考えています。

大友副委員長 係留許可制度を開始して、使用 料徴収をしていますけど、未納はありますか。 広津留漁港漁村整備課長 今のところ制度を開 始して、何人か遅れて納付したケースはありま すが、当初から申請した方については、全て納 付していただいています。

太田委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と言う者あり]

太田委員長 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

太田委員長 ほかに御質疑等もないので、以上 で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

[「なし」と言う者あり]

太田委員長 ほかにないので、これで農林水産 部関係の審査を終わりますが、ここで一言、私か らお礼を申し上げます。

[委員長挨拶]

〔佐藤農林水産部長挨拶〕

太田委員長 佐藤部長、ありがとうございました。

せっかくなので、御退職される方々から、これ までの農林水産業に関する思いや今後の後輩職員 へのメッセージなどを含めて、一言ずついただき たいと思います。

[小関審議監挨拶]

[河野審議監挨拶]

[梅木畜産振興課長挨拶]

[日田森林整備室長挨拶]

[広津留漁港漁村整備課長挨拶]

太田委員長 ありがとうございました。

御退職される皆様に、改めて感謝申し上げると ともに、今後の御活躍をお祈りします。

それでは、これで農林水産部関係の審査を終わります。

執行部及び委員外議員の皆様はお疲れ様でした。 委員の皆さんはお残りください。

〔農林水産部、委員外議員退室〕

太田委員長 それでは協議事項に入ります。

それでは、閉会中の継続調査について、お諮 りします。

今期定例会は、17日をもって閉会となりますが、現委員は、議員の任期である4月29日まで委員として在任することになります。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中、継続調査をしたいと思いますが、これに御 異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

太田委員長 御異議がないので、所定の手続を

取ることとします。

この際、ほかに何かありませんか。

[「なし」と言う者あり]

太田委員長 別にないので、ここで、委員の皆 さんにお礼を申し上げます。

[委員長挨拶]

太田委員長 それでは、これをもちまして委員 会を終わります。

大変お疲れ様でした。